

令和6年8月27日

安曇野市教育委員会

令和6年8月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教 育 部 学校教育課
令和 6 年 8 月 27 日提出	(課長)上條貴芳 (担当係長)山浦功和

タイトル	令和 6 年度 交通事故 0「ゼロ」プロジェクトについて
決定を要する事項の内容	交通事故 0「ゼロ」プロジェクトのテーマ及び内容について
要旨	安曇野市教育委員会では、令和 2 年度から子どもたちの大切な命を守るため、交通事故 0（ゼロ）を目指した重点的な取り組みを実施している。令和 6 年度のプロジェクト実施にあたり、事業内容及びテーマについて協議するもの。
説明	1 実施期間 令和 6 年 秋の全国交通安全運動(令和 6 年 9 月 21 日(土)から同月 30 日(月)) に併せて、本事業は 9 月 21 日(土)から 10 月 20 日(日)までの 1 ヶ月実施するものとしたい。 2 テーマ 1 車だけ？ 交通ルールは皆のもの ・交通ルールは、道路を利用するすべての人が守る義務があり、交通マナーに気をつける必要があります。 ・交差点では「止まる・見る・待つ」の動作を確実に。 2 ヘルメット、子どもも大人も命綱 ・自転車に乗るすべての人がヘルメットをかぶることに努めます。 ・夕方の歩行や自転車運転は、目立つ色の服装や反射材を身に付け、自動車運転者に自分の存在を知らせます。 3 抜け道と 思うな そこは通学路 ・通学路では、子どもが突然飛び出すことを念頭に速度を控えます。 ・通学路であっても、歩行者自身が安全に注意しなければなりません。 ※交通事故 0「ゼロ」プロジェクトについては、別紙のとおり 3 実施内容 (1) 交通事故防止ポスターの掲示（令和 5 年度からの継続） 安曇野市の子ども命を守る交通事故抑止のポスターを製作し、市民の目に触れる場所に掲示し注意喚起を図ります。 ・市内小中学校 17 校 ・市役所本庁舎玄関と各支所 ・市内の公立図書館等教育施設 ・安曇野警察署

	(2) 市役所へ横断幕を掲出（新規事業） 安曇野市役所へ横断幕を掲出し、交通事故0（ゼロ）プロジェクトの取り組みをアピールします。 (3) 児童・生徒への交通安全の啓発（令和5年度からの継続） 交通安全の知識や技術に興味を持って学んでもらうために、1人1台端末などを利用して回答する「交通安全クイズ」に取り組んでもらう。令和6年度は、小学校低・高学年、中学生向けのほか、親子で交通安全を考える機会とするよう「保護者」向けも用意します。 （以 上）
--	---

^案地域ぐるみで子どもの命を守る 交通事故^{ゼロ}プロジェクト

実施期間：令和6年9月21日（土）～10月20日（日）

^{くるま}1 車だけ？ ^{こうつう}交通ルールは ^{みな}皆のもの

- ・交通ルールは、道路を利用するすべての人が守る義務があり、交通マナーに気をつける必要があります。
- ・交差点では「止まる・見る・待つ」の動作を確実に。

^こ2 ヘルメット、^{おとな}子どもも ^{いのちづな}大人も命綱

- ・自転車に乗るすべての人がヘルメットをかぶることに努めます。
- ・夕方の歩行や自転車運転は、目立つ色の服装や反射材を身に付け、自動車運転者に自分の存在を知らせます。

^ぬ3 抜け道と ^{みち}思ふな ^{おも}そこは ^{つうがくろ}通学路

- ・通学路では、子どもが突然飛び出すことを念頭に速度を控えます。
- ・通学路であっても、歩行者自身が安全に注意しなければなりません。

～ みんなの願い交通安全 ～

安曇野市の小中学校では、2学期が始まり1ヶ月ほどが経ちました。

暑い日が続いており、歩行者も運転者も注意力が散慢になり、登下校時における交通事故が大変心配されます。また、全国的に子どもたちが被害に遭う痛ましい交通事故があとを断ちません。

安曇野市教育委員会では、秋の全国交通安全運動に併せて、「交通事故0（ゼロ）」の取り組みを行います。学校と共に地域全体での交通安全活動にご理解とご協力をお願いいたします。

安曇野市は、児童・生徒の

「自力登下校」と「交通事故^{ゼロ}」
を目指しています。



安曇野市教育委員会 学校教育課 ☎0263-71-2460

令和6年度 長野県交通安全運動推進計画 ～スローガン～

信濃路は みんなの笑顔 つなぐ道

議案第 2 号	教育部 学校教育課
令和 6 年 8 月 27 日提出	(課長) 上條 貴芳 (担当) 高橋 満

タイトル	令和 5 年度事業に係る教育事務の点検評価について
決定を要する事項の内容	令和 5 年度事業に係る教育事務の点検評価の内容の承認
要旨	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条に基づき、令和 5 年度事業の点検評価を実施した。これを別冊のとおりまとめたので、承認を求めるもの。
説明	1 概要 地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、教育事務について、毎年、管理及び執行の状況の点検・評価を実施し、議会の報告した上で公表する旨を定めており（第 26 条第 1 項）、この点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者（以下「外部評価者」）の知見を活用することとしている（同条第 2 項）。令和 5 年度事業の点検・評価について、別冊のとおりとりまとめたもの。 ※別冊資料のうち、「教育に関し学識経験を有する者の評価」は、現在取りまとめ中のため、定例会にて配布の予定です。 2 今後の予定 令和 6 年 8 月 27 日 教育委員会定例会による点検・評価 8 月 28 日 市議会にて配布 (以 上)

議案第 3 号	教育部文化課
令和 6 年 8 月 27 日提出	(課長)三澤新弥 (担当)逸見大悟

件名	安曇野市誌編さん専門調査会（考古部会）専門調査員の委嘱等について
決定を要する事項の内容	専門調査員の委嘱（市職員にあっては任命）に係る協議
要旨	安曇野市誌編さん専門調査会（考古部会）専門調査員が本年 9 月 30 日をもって任期を迎えるにあたり、改めて専門調査員を委嘱及び任命することについて協議するもの。
言 明	安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものであるため、非公開とします。

議案第4号	教育部 各課
令和6年8月27日提出	

タイトル	共催・後援依頼について																	
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議																	
要旨	<table><tr><td>課名</td><td>共催</td><td>後援</td></tr><tr><td>学校教育課</td><td>1 件</td><td>2 件</td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td>1 件</td><td>1 件</td></tr><tr><td>文化課</td><td></td><td>1 件</td></tr><tr><td>子ども家庭支援課</td><td></td><td>2 件</td></tr></table>			課名	共催	後援	学校教育課	1 件	2 件	生涯学習課	1 件	1 件	文化課		1 件	子ども家庭支援課		2 件
	課名	共催	後援															
	学校教育課	1 件	2 件															
	生涯学習課	1 件	1 件															
	文化課		1 件															
	子ども家庭支援課		2 件															
(詳細 別紙)																		
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号） （定義） 第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 （1） 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 （2） 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 （3） 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 （審査基準） 第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 （1） 国又は地方公共団体 （2） 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 （1） 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。 （2） 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 （3） 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 （4） 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 （5） 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 （6） 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 （教育長の専決範囲） 第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。 （1） 前条第1項に規定する行事 （2） 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）																		

※ 申請書は、安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条 第1項第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものであるため、非公開とします。

学校教育課

■ 令和6年度長野県中学校新人大会・中信地区大会・バスケットボール・バレーボール・サッカー・軟式野球・ソフトテニス・卓球・柔道 主催：長野県中学校体育連盟／長野県教育委員会／長野県市町村教育委員会連絡協議会 種別（共催）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
長野県中学校体育連盟 会長小笠原 重光	教育の一環として行ってきた部活動の練習の成果を発揮する場として、また中学生の心身の健全な発育・発達・体力の向上に貢献できることから、共催を必要とします。	7月31日	令和6年8月31日(土)～令和6年11月24日(日)	豊科南部公園テニスコート、ANCアリーナ、堀金総合運動場、堀金総合体育館、三郷文化公園体育館、穂高総合体育館、豊科南中学校、豊科北中学校、三郷中学校、穂高東中学校、穂高西中学校	スポーツ活動を通して、中信地区中学生の心身の健全な発育・発達を支援するため	バスケットボール:10/19、10/26、11/2、11/3 バレーボール:11/2、11/3、11/16、11/17 サッカー:10/26、10/27、11/2 軟式野球:10/13、10/14、10/19、10/20 ソフトテニス:10/5、10/12、10/14、10/19、10/20、10/26 卓球:10/12、10/13、10/14、10/20、11/4、11/16 柔道:11/10	○	○	○	基準第3条第2項により可

■『NAGANO ウェイトリフティングチャレンジDAY』

主催：日本ウェイトリフティング協会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
長野県ウェイトリフティング協会 会長 牛山 成剛	地域の方や市内の小中学生の方々にウェイトリフティングの魅力を知っていただきたいため。	7月30日	令和6年10月19日(土)	穂高体育館	スポーツ振興・ウェイトリフティングの普及	ウェイトリフティングオリンピックによるトークショー ウェイトリフティング体験・フィジカル測定	-	-	-	基準第3条第2項により可

■ +Naturalな暮らし展 アドベントマルシェ編

主催：+Natural

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
+Natural シュラークさやか	地元の人たちに安心して 周知してもらうため。ま た、未来の子どもたちのた めに、地球に優しいもの づくりをしている生産者 の活動を、市内小・中学 生にも広く知ってもらうた め	8月15日	令和6年11月24日(日) 10:00～15:00	あがたの森公園	地元の人々が信州で暮らすをより楽しむ機会づ くりと同時に、子供や孫の代を考えて地球に優し いものづくりをしている素晴らしい生産者の活動 を広く知ってもらい交流する場所づくりのため	地球に優しいモノづくりをしている生産 者が集うマルシェの開催	-	-	-	基準第3条第 2項により可

生涯学習課

■第13回安曇野市囲碁・将棋大会

主催：安曇野市囲碁・将棋大会実行委員会

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
安曇野市囲碁・将棋大会実行委員会 実行委員長 浅井 博文	安曇野市の公民館施設を借りて大会を開催する。 囲碁・将棋を通して市内住民の親睦・交流を図る。	7月26日	令和6年11月17日(日)	安曇野市明科公民館	日本の伝統文化である囲碁や将棋の良さを改めて見直し、趣味の発見・技術の向上・市民の交流と幅広い年齢層への普及を図るものです。	囲碁の部、将棋の部に分かれ、試合を行う。 参加料：1人1,000円(高校生以下500円)	○	○	-	基準第3条第2項により可

■2024年度 第94回 全日本9人制バレーボール総合男子選手権大会

主催：公益財団法人日本バレーボール協会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
安曇野・東筑バレーボール協会 会長 望月 雄内	バレーボール競技を広く普及させ、バレーボールの振興を図り生涯学習、生涯スポーツの一環としても普及を図るため。	8月15日	令和6年11月14日(木)～11月17日(日)	ANCアリーナ(安曇野市総合体育館)・安曇野市穂高総合体育館・池田町総合体育館・大町市運動公園総合体育館	推薦チーム及び各都道府県代表による9人制バレーボール日本一を決定する大会。バレーボール界の発展と普及に寄与することを目指し開催する。	参加60チーム、参加者900人、グループ戦後、決勝トーナメント戦とする。 参加費1チーム3,000円	-	-	-	基準第3条第2項により可

文化課

■深堀隆介展 水面の揺らぎの中へ 主催：株式会社 長野放送 種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
株式会社 長野放送 代表取締役社長 外 山 衆司	児童から成人まで、幅広い年代の多くの方々に周知を図ることにより、文化芸術の向上・普及に寄与するため。	7月17日	令和7年3月20日(木)～6月1日(日)	サントミュージゼ 上田市立美術館	深堀隆介氏の作品を展示し、幅広い年代の方々に鑑賞いただくことで文化芸術の向上・普及につなげたい。	美術作家・深堀隆介氏の作品展。主に、金魚を特殊な技法で立体的に描いた作品の展示。	-	-	-	基準第3条第2項により可

子ども家庭支援課

■第5回信州オレンジリボンフェスファミリア

主催：Ibuki Music Associates 主管：ファミリア実行委員会（運営団体） 種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的（趣旨）	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
ファミリア実行委員会 三澤康弘、鶴巻千栄子	啓発イベントを通じて児童虐待防止の第一歩である「人となりが」取り組みを展開。長野県としてもオレンジリボンの認知普及促進が進むとともに、総合計画「しあわせ信州創造プラン3.0」の中にある基本目標の「結婚・子育て支援、教育等が充実し、子ども、若者や女性の幸福追求が最大限保証されている。」に近づけていくことができると考えています。取り組みを展開し、青少年の健全育成に寄与するため。	7月9日	令和6年9月21日（土）	穂高総合体育館	児童相談所や行政の手の届かない、孤立の中でも尊い命が失われていることを受けて、民間からのアプローチも大切だと考えています。	オレンジリボン啓発ブース、ウォーキングサッカー、バルーンアート、マルシェなど。189相談窓口、ショートステイ（乳児院）、チャイルドラインなど、知っているだけで救える命があると考えています。まずは市民が気軽に参加できて、家族や地域（行政・他活動団体）とのつながりをつくれるイベント開催し、自分たちが楽しみながら孤立を防ぐことの大切さを伝えることに重きを置き、次のステップとして気兼ねなく助けを求められる市民性を醸成に挑戦していきます。	-	-	-	基準第3条第2項により可

■エコソングコンサート

主催：一般社団法人ガールスカウト長野県連盟

種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的（趣旨）	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
一般社団法人ガールスカウト長野県連盟 代表 岡田 敦子	この催しを通して、青少年にエコについて楽しく学んで欲しいと考えている。青少年の健全育成に資するので後援を頂きたい。	8月8日	令和6年11月2日（土）	松本市音楽文化ホール メインホール	ガールスカウト以外の一般の子どもたちにも多く参加を呼びかけ、エコソングコンサートを楽しんでもらいながら、エコについて考える場としたい。	ガールスカウト活動発表とメルヘン・ミュージック・シアターによるエココンサート	-	-	-	基準第3条第2項により可

報告第 1 号	教育部 学校教育課
令和 6 年 8 月 27 日提出	(課長)上條貴芳 (担当)高橋満

件名	安曇野市入学準備金貸付基金条例施行規則の一部改正について
要旨	安曇野市入学準備金貸付制度について、より利用し易いものとするための見直しを行ったので報告するもの。
説明	1 背景 従前、世帯の所得が「生活保護の支給対象となる所得の1.5倍以下」を貸付けの要件の1つとしていた。しかし、相談に訪れた市民の中には、この所得を超過しているために貸付けすることができない例が多く見受けられた。このため、より利用し易い制度とするため、貸付要件を見直したもの。 2 改正内容 (1) 貸付けを受けることができる要件を、世帯所得で800万円以下とするもの。 ※平均的な生活費、大学生等の子の授業料・仕送り額、世帯年間貯蓄額から算出 (2) 子が2人以上いる場合は、800万円に2人目以降の子の数×100万円を加算した額を所得要件とするもの。 (3) その他、字句体裁等の所要の改正を行うもの。 3 施行日 令和6年8月1日（施行日以降に高校又は大学等に進学する者から適用） (以 上)

○安曇野市入学準備金貸付基金条例施行規則（平成28年安曇野市規則第57号）

改正後	改正前
(貸付けを受ける保護者の要件) 第3条 条例第8条第1項第3号に規定する額は、<u>800万円</u>とする。 2 前項の場合において、貸付けを受けようとする保護者に生計を一にする子がいと きは、当該子の数から1を減じて得た数に100万円を乗じて得た額を前項の額に加算 するものとする。	(貸付けを受ける保護者の要件) 第3条 条例第8条第1項第3号に規定する額は、<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条の規定により算出した需要額に1.5を乗じて得た額とする。ただし、市長がこれに準じる事情があると認める場合は、この限りでない。</u>
(連帯保証人の要件) 第4条 条例第8条第1項第4号に規定する連帯保証人は、<u>次に掲げる</u>要件を備えていなければならない。 (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されており、かつ、現に居住している者であること。ただし、市長が特別な事情があると認める<u>とき</u>は、この限りでない。 (2) <u>貸付けを受けようとする保護者</u>とは別に独立の生計を営む未成年者でない者であって、市税に滞納がないものであること。 (3) (略)	(連帯保証人の要件) 第4条 条例第8条第1項第4号に規定する連帯保証人は、<u>次の各号の</u>要件を備えていなければならない。 (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されており、かつ、現に居住している者であること。ただし、市長が特別な事情があると認める<u>場合は</u>、この限りでない。 (2) <u>借受人</u>とは別に独立の生計を営む未成年者でない者であって、市税に滞納がないものであること。 (3) (略)
(申請手続) 第5条 条例第9条に規定する申請は、入学準備金借受申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。 (1) <u>貸付けを受けようとする保護者及び生計を一にする者並びに連帯保証人の所得を証する書類</u> (2) (略) (3) (略) 2 前項の規定にかかわらず、市長が本人の同意に基づき必要事項を確認できるときは、同項第1号の書類を省略することができる。	(申請手続) 第5条 条例第9条に規定する申請は、入学準備金借受申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。 (1) <u>借受人</u>及び生計を一にする者並びに連帯保証人の所得を証する書類 (2) <u>生活状況の申告書（様式第2号）</u> (3) (略) (4) (略) 2 前項の規定にかかわらず、市長が本人の同意に基づき必要事項を確認できる<u>場合は</u>、同項第1号の書類を省略することができる。
(死亡の届出) 第10条 借受人が死亡したときにあつては承継人が、生徒又は連帯保証人が死亡したと	(死亡の届出) 第10条 借受人が死亡したときにあつては承継人が、生徒又は連帯保証人が死亡したと

改正後	改正前
きにあっては借受人が<u>速やかに</u>死亡届（様式第7号）に死亡を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。 （返済猶予及び免除の申請） 第13条 条例第15条の返済期限の猶予又は返済の免除を受けようとするときは、<u>入学準備金返済猶予申請書</u>（様式第11号）又は入学準備金返済免除申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。 2 （略）	きにあっては借受人が<u>すみやかに</u>死亡届（様式第7号）に死亡を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。 （返済猶予及び免除の申請） 第13条 条例第15条の返済期限の猶予又は返済の免除を受けようとするときは、<u>入学準備金貸付金返済猶予申請書</u>（様式第11号）又は入学準備金返済免除申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。 2 （略）

削除

生活状況の申告書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

住所
氏名 印

下記項目で該当するものに「○」を記入してください。

記入欄	要件
	生活保護世帯です。
	生活保護が廃止又は停止されました。
	市民税が課税されていません。
	市民税、固定資産税、国民健康保険税又は国民年金掛け金の減免を受けています。
	生活福祉資金の貸付けを受けています。
	保護者が職業安定所登録日雇い労働者です。
	保護者の職業が不安定で生活が困難です。
	災害、事故又は疾病により生活が困難です。
その他理由	

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

(宛先) 安曇野市長

年 月 日

(借受人)

(連帯保証人)

印

(借受人)

(連帯保証人)

住所

氏名

印

1 私は、入学準備金を借り受けるに当たって、次について同意します。

また、借受人及び連帯保証人にあつては、後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判又は破産手続開始の決定を受けていないことを誓います。

- (1) 市長が世帯若しくは居住の状況又は市税の申告・課税・納付の状況に係る資料を閲覧すること。
- (2) 安曇野市において(1)の資料の閲覧ができない場合は、これを取得し、提出すること。
- (3) 返済を滞った場合、私の勤務先、口座並びに所有する不動産及び自動車に係る情報

報を市長が取得すること。

(借受人)

(連帯保証人)

印

(借受人)

(連帯保証人)

住所

氏名

印

2 私は、入学準備金を借り受けるに当たって、次について同意します。

(1) 市長が世帯若しくは居住の状況又は市税の申告・課税・納付の状況に係る資料を閲覧すること。

(2) 安曇野市において(1)の資料の閲覧ができない場合は、これを取得し、提出すること。

(借受人と生計を一にする者)

印

(借受人と生計を一にする者)

住所

氏名

印

印

(借受人と生計を一にする者)

住所

氏名

印

印

(借受人と生計を一にする者)

住所

氏名

印

印

(借受人と生計を一にする者)

住所

氏名

印

印

(借受人と生計を一にする者)

住所

氏名

印

入学準備金貸付適否決定通知書

入学準備金貸付適否決定通知書

安曇野市指令第 号
年 月 日

安曇野市教育委員会指令第 号
年 月 日

様

様

安曇野市長 印

安曇野市長 印

年 月 日付けで申請のありました入学準備金の貸付けについて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日付けで申請のありました入学準備金の貸付けについて、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 貸付けをする。

貸付金額 円
貸付年度 年度
整理番号 第 号

貸付金額 円

貸付年度 年度

整理番号 第 号

- 2 貸付けをしない。

理由

(教示)

1 この処分については、市長に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 なお、上記1の審査請求をしたときは、処分取消しの訴えは、上記2にかかわらず、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月を経過したとき、又は当該裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(教示)

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第7条関係）	改正後
入学準備金借用契約書	
略	
（一時返済）	
第7条 略	
2 前項の請求があったときは、借主は、期限の利益を失い、 直ちに 借り受けた入学準備金の全額を返済しなければならない。	
3 借主が強制執行、破産、競売、差押え、仮差押え、仮処分又は民事再生に係る手続開始の申立てを受けたときは、貸主からの請求の有無にかかわらず、借主は、期限の利益を失い、 直ちに 借り受けた入学準備金の全額を返済しなければならない。	
4 略	
（連帯保証人）	
第9条 略	
2 借主は、連帯保証人の死亡その他の連帯保証人としての資格に重要な変更が生じたときは、 直ちに 貸主にその旨を届け出るとともに、新たな連帯保証人を立てなければならない。	
略	
様式第13号（第14条関係）	改正後
安曇野市指令第 号	

（略）

（教示）

1 この処分については、市長に対して審査請求をすることがありますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、この処分がなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することがありますが、当該処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 なお、上記1の審査請求をしたときは、処分取消しの訴えは、上記2にかかわらず、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月を経過したとき、又は当該裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第7条関係）	改正前
入学準備金借用契約書	
略	
（一時返済）	
第7条 略	
2 前項の請求があったときは、借主は、期限の利益を失い、 ただちに 借り受けた入学準備金の全額を返済しなければならない。	
3 借主が強制執行、破産、競売、差押え、仮差押え、仮処分又は民事再生に係る手続開始の申立てを受けたときは、貸主からの請求の有無にかかわらず、借主は、期限の利益を失い、 ただちに 借り受けた入学準備金の全額を返済しなければならない。	
4 略	
（連帯保証人）	
第9条 略	
2 借主は、連帯保証人の死亡その他の連帯保証人としての資格に重要な変更が生じたときは、 ただちに 貸主にその旨を届け出るとともに、新たな連帯保証人を立てなければならない。	
略	
様式第13号（第14条関係）	改正前
安曇野市教育委員会指令第 号	

（略）

（教示）

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることがあります。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に提起することがあります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

報告第2号	教育部 学校教育課
令和6年8月27日提出	(課長)上條貴芳 (担当)細萱稔

件名	安曇野市心身障害児就学相談委員会に係る委員の委嘱等について
要旨	安曇野市心身障害児就学相談委員会の委員に委嘱(市職員等にあつては任命)することについて報告する。
説明	安曇野市情報公開条例(平成18年安曇野市条例第5号)第5条第1項第2号に規定する個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものであるため、非公開とします。

報告第3号	教育部 こども園幼稚園課
令和6年8月27日提出	(課長)佐々木真貴 (担当係長) 青嶋梢

件名	安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部改正について
要旨	標記条例施行規則の一部改正を報告するもの
説明	1 趣旨 令和6年度より長野県が新たに実施する保育料軽減事業補助金を活用し、3歳未満児の保育料軽減を行う。対象は、多子世帯及び低所得世帯で、多子世帯は第2子半額、第3子以降無償、低所得世帯は第1子半額、第2子以降無償とする。 2 施行日 令和6年7月29日(令和6年4月1日から適用) 3 一部改正の内容 別添のとおり (以 上)

○安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則（平成27年安曇野市規則第25号）

改正後	改正前
(利用者負担額) 第3条 教育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。）又は満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る条例第3条に規定する規則で定める額は、零とする。 2 満3歳未満保育認定子ども（令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る条例第3条に規定する規則で定める額は、満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の属する世帯の状況に応じ別表に掲げる世帯の階層区分に基づき、同表に定める額とする。 (利用者負担額の減免) 第5条 条例第4条に規定する必要があると認めたとときは、次に掲げる場合をいい、利用者負担額の減免は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 失業、疾病等により著しく所得が減少し、利用者負担額の納付が困難であると認められた場合 申請があった日（以下「申請日」という。）の属する年度の保育料のうち、申請日の属する月の翌月以後の利用者負担額について申請日の属する月の前3月分の収入により推定される1年間の世帯の所得に係る市町村民税所得割合算額（教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割の額の合算額をいう。以下同じ。）に応じた階層区分の利用者負担額の月額に相当する額に減額するものとする。 (2) 児童の属する世帯が居住する家屋が災害等により損害を受け、利用者負担額の納付が困難であると認められた場合 申請日の属する年度の保育料のうち、被災した日の属する月の翌月以後の利用者負担額について当該家屋が全壊又は全焼であるときは6月分、半壊又は半焼であるときは3月分を限度として免除するものとする。	(利用者負担額) 第3条 教育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。）又は満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る条例第3条第1号に規定する規則で定める額は、零とする。 2 満3歳未満保育認定子ども（令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る条例第3条第1号に規定する規則で定める額は、満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の属する世帯の状況に応じ別表に掲げる世帯の階層区分に基づき、同表に定める額とする。 (利用者負担額の減免) 第5条 条例第4条に規定する必要があると認めたとときは、次に掲げる場合をいい、利用者負担額の減免は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 失業、疾病等により著しく所得が減少し、利用者負担額の納付が困難であると認められたとき 申請があった日（以下「申請日」という。）の属する年度の保育料のうち、申請日の属する月の翌月以後の利用者負担額について申請日の属する月の前3月分の収入により推定される1年間の世帯の所得に係る市町村民税所得割額に応じた階層区分の利用者負担額の月額に相当する額に減額するものとする。 (2) 児童の属する世帯が居住する家屋が災害等により損害を受け、保育料の納付が困難であると認められたとき 申請日の属する年度の利用者負担額のうち、被災した日の属する月の翌月以後の利用者負担額について当該家屋が全壊又は全焼であるときは6月分、半壊又は半焼であるときは3月分を限度として免除するものとする。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条に規定する保育必要量の認定区分	保育短時間 保育標準時間	階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則第4条に規定する保育必要量の認定区分	保育短時間 保育標準時間
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度の市町村民税所得割合算額が右欄の区分に該当する世帯	0円	0円	第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	0円	0円

改正後							改正前		
第 3 - 1 階 層	第 2 階層を除き、市町村民税所得割合算額 48,600 円未満の母子世帯等	第 1 子	6,000 円	7,500 円	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	13,000 円	16,000 円		
		第 2 子	0 円	0 円					
第 3 - 2 階 層	第 2 階層を除き、市町村民税所得割合算額 48,600 円未満の母子世帯等以外の世帯	第 1 子	13,000 円	16,000 円					
		第 2 子	6,500 円	8,000 円					
第 4 - 1 階 層	市町村民税所得割合算額 48,600 円以上 70,000 円未満の母子世帯等	第 1 子	7,000 円	9,000 円	市町村民税所得割課税額 48,600 円以上 70,000 円未満	18,000 円	21,000 円		
		第 2 子	0 円	0 円					
第 4 - 2 階 層	市町村民税所得割合算額 48,600 円以上 70,000 円未満の母子世帯等以外の世帯	第 1 子	18,000 円	21,000 円					
		第 2 子	9,000 円	10,500 円					
第 3 階 層				第 4 階 層					

改正後						改正前				
第 5 - 1 - 1 階 層		市町村民税所得割合 算 額 70,000 円 以 上 77,101 円未満の母子 世帯等	第 1 子	7,000円	9,000円		市町村民税所得割課税額 70,000円以上97,000円未満	24,000円	27,000円	
			第 2 子	0円	0円			市町村民税所得割課税額 97,000円以上155,000円未 満	37,000円	41,800円
		市町村民税所得割合 算 額 77,101 円 以 上 97,000円未満の母子 世帯等	第 1 子	24,000円	27,000円		市町村民税所得割課税額 97,000円以上155,000円未 満			
			第 2 子	12,000円	13,500円					
第 5 - 1 - 2 階 層		市町村民税所得割合 算 額 70,000 円 以 上 97,000円未満の母子 世帯等以外の世帯	第 1 子	24,000円	27,000円					
			第 2 子	12,000円	13,500円					
第 6 階 層		市町村民税所得割合 算 額 97,000 円 以 上 155,000円未満	第 1 子	37,000円	41,800円					
			第 2 子	18,500円	20,900円					

改正後	改正前
(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって、現に子どもを扶養しているもの（教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。） (2) 次のいずれかに該当する者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定により療育手帳の交付を受けた者 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 (3) その他教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、市長が適当と認めた者 2 この表において「第1子」とは、特定被監護者等（令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）のうち最年長者をいい、「第2子」とは、特定被監護者等のうち2番目の年長者をいい、「第3子以降」とは、特定被監護者等のうち第1子及び第2子以外のものをいう。 3 教育・保育給付認定保護者の属する世帯の、第3子以降に係る額は零とする。 4 教育・保育給付認定保護者の属する世帯の市町村民税所得割合算額が57,700円未満であるときは、第1子はこの表の利用者負担額の欄に掲げる第2子の額とし、第2子に係る額は零とする。 5 教育・保育給付認定保護者の属する世帯の市町村民税所得割合算額が57,700円以上かつ77,101円未満の母子世帯等であるときは、第1子はこの表の利用者負担額の欄に掲げる第2子の額とし、第2子に係る額は零とする。	ては保育短時間に係る利用者負担額を7,000円、保育標準時間に係る利用者負担額を9,000円とする。 2 教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮しているとして市長が認めた世帯 3 備考2の規定にかかわらず、教育・保育給付保護者の属する世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満の場合であるときは、特定被監護者等の範囲で、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額（第2階層にあっては、無料）とし、3人目以降は無料とする。 4 教育・保育給付認定保護者が扶養する子どもが3人以上いる場合において、特定被監護者等の範囲で、最年長の子どもから順に3人目以降に該当するときは、備考3に該当する場合を除き、この表の利用者負担額の欄に掲げる額（備考1の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額）のから、6,000円を減じた額（減じた額が0円以下の場合は、0円。）とする。

改正後	改正前
<u>6 教育・保育給付認定子どもが年度途中において満3歳に到達した場合の利用者負担額は、その年度中はこの表の規定を適用する。</u>	<u>5 教育・保育給付認定子どもが年度途中において満3歳に到達した場合の利用者負担額は、その年度中はこの表の規定を適用する。</u>

報告第4号	教育部 こども園幼稚園課
令和6年8月27日提出	(課長)佐々木 真貴 (担当係長) 竹内 斎司

件名	安曇野市立幼稚園条例施行規則の一部改正について
要旨	標記条例施行規則の一部改正を報告するもの
説明	1 趣旨 認定こども園の給食費の月額を公定価格に合わせ、300 円引上げするのに倣い、幼稚園の給食費の月額を 3,100 円から 3,400 円に 300 円の引き上げを行う。給食費の月額については、当分の間、別表第1中「3,400 円」とあるのは「3,100 円」とする特例を設けるもの。 2 施行日 令和6年8月1日 3 一部改正の内容 別添のとおり (以 上)

○安曇野市立幼稚園条例施行規則（平成27年安曇野市規則第21号）

改正後		改正前																		
(趣旨) 第1条 この規則は、<u>安曇野市立幼稚園条例</u>（平成17年安曇野市条例第227号。以下「条例」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。 (給食費) 第2条 条例第4条第2項に規定する規則で定める額は、別表に定める額とする。 (給食費の減免) 第3条 条例第5条に規定する給食費の減免は、<u>安曇野市立認定こども園条例施行規則（令和4年安曇野市教育委員会規則第5号）</u>の例による。 附 則 (施行期日) 1 (略) 2 <u>給食費の提供に係る負担金の月額の特例</u> <u>給食費の提供に係る負担金の月額については、当分の間、別表中「3,400円」とあるのは「3,100円」とする。</u> 別表（第2条関係）		(趣旨) 第1条 この規則は、<u>安曇野市幼稚園条例</u>（平成17年安曇野市条例第227号。以下「条例」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。 (給食費) 第2条 条例第4条第2項に規定する規則で定める額は、別表に定める額とする。 (給食費の減免) 第3条 条例第5条に規定する給食費の減免は、<u>安曇野市立認定こども園条例施行規則（平成28年安曇野市規則第53号）</u>の例による。 附 則 (略) 別表（第2条関係）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">各月初日の<u>支給認定を受けた保護者</u>の属する世帯の階層区分</th><th>給食費の提供に係る負担金の月額</th></tr> <tr> <th>階層区分</th><th>定義</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層</td><td>当該年度の4月分から8月分までの算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの算定にあつては当該年度分の<u>市町</u></td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>		各月初日の <u>支給認定を受けた保護者</u> の属する世帯の階層区分		給食費の提供に係る負担金の月額	階層区分	定義		第1階層	当該年度の4月分から8月分までの算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの算定にあつては当該年度分の <u>市町</u>	0円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">各月初日の<u>支給認定保護者</u>の属する世帯の階層区分</th><th>給食費の提供に係る負担金の月額</th></tr> <tr> <th>階層区分</th><th>定義</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層</td><td>当該年度の4月分から8月分までの算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの算定にあつては当該年度分の<u>市町</u></td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>	各月初日の <u>支給認定保護者</u> の属する世帯の階層区分		給食費の提供に係る負担金の月額	階層区分	定義		第1階層	当該年度の4月分から8月分までの算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの算定にあつては当該年度分の <u>市町</u>	0円
各月初日の <u>支給認定を受けた保護者</u> の属する世帯の階層区分		給食費の提供に係る負担金の月額																		
階層区分	定義																			
第1階層	当該年度の4月分から8月分までの算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの算定にあつては当該年度分の <u>市町</u>	0円																		
各月初日の <u>支給認定保護者</u> の属する世帯の階層区分		給食費の提供に係る負担金の月額																		
階層区分	定義																			
第1階層	当該年度の4月分から8月分までの算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの算定にあつては当該年度分の <u>市町</u>	0円																		

改正後			改正前			
第 2 階 層	村民税所得割合算額が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割合算額 77,101円以上	3,400円	村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税額 77,101円以上	3,100円
備考 1 この表において「市町村民税所得割合算額」とは、支給認定を受けた保護者及び当該支給認定を受けた保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割の額の合算額をいう。 2 この表の規定にかかわらず、保護者が扶養する子どもが3人以上いる場合において、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。）の範囲で、最年長の子どもから順に3人目以降に該当するときは、無料とする。			備考 この表の規定にかかわらず、保護者が扶養する子どもが3人以上いる場合において、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。）の範囲で、最年長の子どもから順に3人目以降に該当するときは、無料とする。			

報告第5号	教育部 各課
令和6年8月27日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決の報告について		
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告		
要旨		課名	後援
		学校教育課	1 件
		生涯学習課	3 件
		文化課	8 件
		子ども家庭支援課	3 件
	(詳細別紙)		

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号）

（定義）

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1） 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。

（2） 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。

（3） 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

（審査基準）

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

（1） 国又は地方公共団体

（2） 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

（1） 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。

（2） 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。

（3） 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。

（4） 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。

（5） 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。

（6） 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

（教育長の専決範囲）

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

（1） 前条第1項に規定する行事

（2） 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

学校教育課

■ 第19回バリアフリマルシェ

バリアフリマルシェ実行委員会

(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
バリアフリースタイルルルカ 西條 智香	市内小中学生及びその保護者に活動を広く知ってもらうため	8/6	令和6年9月7日(土)、 8日(日)	あづみの住宅公園	障がい、の有無にかかわらず楽しめる場所を提供し、交流を通じた啓発活動を行う。子供達が様々な役割を果たす中で自らの役割に価値を見出すように職業体験ブースを設ける。	県のみあわせバイ信州運動に賛同した地元作家や飲食店による手作り品の販売、体験(ワークショップ)の提供	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日:令和6年8月8日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

生涯学習課

■安曇野環境フェア2024

安曇野環境フェア実行委員会

(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
安曇野環境フェア実行委員会 実行委員長 筒木 敏郎	環境フェア開催により、環境に関わる様々な情報・現状を市民に伝え、環境関連の施策を進めていく上で、の市民・事業者・行政のネットワークを構築する機会を提供するとともに、市民全体が環境について学び、具体的な行動につながるための契機とするため。	7/16	令和6年10月12日 (土)、10月13日(日)	安曇野市堀金総合 体育館	安曇野市環境基本計画・環境行動計画に基づき、以下の目的をもって団体の活動発表、展示等を行う。 ① 環境に関する課題を市民が共有できる場を提供する。 ② 出展者と来場者の交流を深め、フェアにこれまでに参加していなかった人を巻き込む。 ③ 参加者同士がお互いの顔を見えるようにし、つながりの環を広げる。	ブース出展、イベント、リサイクル自転車販売など	○		-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
専決日:令和6年7月19日							専決の理由(過去承認)			
結果()										

■第5回安あづみ野"やさしいダンス"交流大会～ジャズ&フォークダンス～(令和6年度NPO法人安曇野市スポーツ協会補助対象事業B×会)

安曇野市フォークダンス協会

(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
安曇野市フォークダンス協会 会長 清水 晴子	・ジャズ&フォークダンスを楽しみながら講習、交流し、生涯学習・スポーツの一環として普及を図るため。 ・学校、幼稚園・認定こども園等教育関係者や一般市民に広く周知するため。	8/6	令和6年11月30日 (土)	穂高会館講堂	ジャズバンド"ニュー・モダン・デュークス"の演奏を楽しみながら、教職員や福祉関係者を含む一般市民(こども～シニア)を対象にやさしいダンス(クリスマス曲含む)を講習し、愛好者とともに踊って交流するため。	午前中:愛好者タイム。午後:一般市民・教職員・福祉関係者等を対象にした一般市民タイム。 入場料:なし 参加料:一般市民無料、フォークダンス愛好者300円/1人	-	○	-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
専決日:令和6年8月7日							専決の理由(過去承認)			
結果()										

■第38回 安曇野市早起き野球連盟選手権大会

安曇野市早起き野球連盟

(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
安曇野市早起き野球連盟 大会長 矢口 達也	野球を通じ体力の向上と生涯スポーツ振興を図り、また、地域の活性化の向上に貢献できることから、教育委員会の後援を必要とする。	8/9	令和6年9月11日(日) 予備日 令和6年9月8日(日)	堀金総合運動場	市内4地区と高家リーグを合わせて4連盟の代表(4チーム)による野球トーナメント戦を行い、早起き野球愛好者の相互の親善を深める。	試合方法:トーナメント戦 試合回数:7回戦 試合時間:1時間30分	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
専決日: 月 日							専決の理由(過去承認)			
結果()										

文化課

■ほのぼの力作展 一般財団法人 長野県文化振興事業団 キッセイ文化ホール (後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
一般財団法人 長野県文化振興事業団 キッセイ文化ホール 館長 金井 貞徳	特別支援学校・学級及び社会福祉施設の皆さんの作品を鑑賞する機会を提供することにより芸術文化の振興を図る。	7/11	令和7年1月31日 (金)・2月2日(日)	キッセイ文化ホール 中ホール	日頃、造形活動に取り組んでいる特別支援学校や学級の児童・生徒並びに社会福祉施設の入・通所者の作品を鑑賞することにより、芸術文化の振興を図り、創作活動を奨励する。	絵画、陶芸、手芸、立体作品等の展示	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日:令和6年7月12日							結果(○)			
							専決の理由(過去承認)			

■第54回 わくわくキッズコンサート

「ホッと」演奏ボランティア協会

(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
「ホッと」演奏ボランティア協会 代表 牛山 孝介	多くの方にコンサートへお越しいただき、音楽文化の振興に寄与したい。	7/11	令和6年9月30日(月) 10:00~10:30 11:15~11:45	松本市庄内 地区公民館 大会 議室	子連れでコンサートへ行けない方や、小さいお子さんがいて夜のコンサートへ行けない方の為に昼間コンサートを行い、音楽に触れてほしい。	ヴァイオリン&ピアノデュオコンサート	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日:令和6年7月18日							結果(○)			
							専決の理由(過去承認)			

■MMO ベートーベン・シンフォニーシリーズ 第8回

松本モーツァルト・オーケストラ実行委員会

(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
松本モーツァルト・オーケストラ実行委員会 実行委員長 古幡 開太郎	松本市内だけでなく周辺地域の多くの方に楽しんでいただき、音楽文化の振興に寄与したい。	7/16	令和6年10月20日 (日)	松本市音楽文化ホール	楽曲を演奏することでメンバーの演奏能力の向上を図ると共に多くの住民に楽しんでいただく。	ベートーベン及びモーツァルト作曲作品の演奏。	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日:令和6年7月24日							結果(○)			
							専決の理由(過去承認)			

■0才からの音楽会

0才からの音楽会松本

(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
0才からの音楽会松本 代表 六郷 栄夏	子育て中の親とその子どもに生演奏を聴く機会を提供し、併せて子育て中の音楽家の活動の場を広げることにより、音楽の振興に寄与するため。	7/13	令和6年8月31日(土)	松本市第三地区公民館	子育て中の多くの方に癒しの時間をお届けするため。	0才から楽しめるストーリー仕立ての参加型コンサート。 入場料:800円	○	○	-	基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日:令和6年7月23日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第15回あっぱるファミリーコンサート

松本マザーズアンサンブルあっぱる

(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
松本マザーズアンサンブルあっぱる 代表 横山 愛	子育て中でも、吹奏楽を楽しめる機会があることを知っていただくことにより、芸術活動の推進に資するため。	7/21	令和6年12月8日(日)	松本市音楽文化ホール	団員の練習の成果を発表し、お子様連れのご家族も、気軽に吹奏楽を楽しんでいただくため。	子育て中の母親等による吹奏楽演奏会 入場料:無料	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日:令和6年7月29日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第12回オペラを楽しむ会公演 ドニゼッティ作曲 オペラ「ランメルモールのルチア」

オペラを楽しむ会

(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
オペラを楽しむ会 代表 倉科 京子	芸術活動の推進に資するため、広く一般市民の興味のある方にお知らせしたい。	7/20	令和7年4月19日(土)~20日(日)	まつもと市民芸術館主ホール	1.地域の音楽家や愛好家でオペラを創造する機会を提供し育成する。 2.地域の音楽家や愛好家に練習や発表の機会を提供し育成する。 3.地域の方々が気軽にオペラに触れることができる機会をつくる。 4.これらにより地域の音楽文化の振興に貢献する。 以上を趣旨として公演を開催する。	ドニゼッティ作曲 オペラ「ランメルモールのルチア」公演を行う。 入場料:大人5,000円 大学生2,500円 小中高生2,000円	-	○	-	基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日:令和6年7月29日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■穂高美術協会展

穂高美術協会

(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
穂高美術協会 会長 矢野口 靖	安曇野地域の文化向上に貢献したい。	7/26	令和6年10月18日 (金)・22日(火)	礪山公園 研成ホール	絵画の展示を通して多くの方に関心を寄せてもらうことで芸術文化の価値を知っていただき地域の文化振興を図る。	会員による絵画、版画等30点ほどの展示	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日:令和6年7月29日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第60回彫刻展

彫刻展の会

(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
彫刻展の会	第60回を数える彫刻作品展である。市の進める生涯学習・芸術文化振興に寄与するであろう制作者の自己研鑽に励む姿勢を受け止めていただき、後援いただきたい。	5/30	令和6年11月5日 (火)・11月11日(月)	礪山公園研成ホール	第60回彫刻展として自己研鑽による彫刻作品を展示・発表することにより、地域の芸術文化の振興・発展に資する。	彫刻・立体造形・デッサン等の展示発表表(約50点)	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日:令和6年8月19日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

子ども家庭支援課

■第22回子供相撲大会

穂高神社 他

(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
穂高神社 保尊 勉	育成会行事であり、育成会の協力を得るため	7/15	令和6年9月7日(土)	穂高神社南神苑土 俵	国技である相撲を通して、子供たちの融和と協調性を図る	参加範囲 穂高神社氏子内の児童・出場予定者 70名程度	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
専決日:令和6年7月23日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■青少年育成講演会

穂高地域青少年育成連絡協議会

(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
穂高地域青少年育成連絡協議会 会長 等々力 良勝	本公演は地域の青少年の健全な成長を支援し、心身ともに健やかな青少年の育成に寄与するため。	7/18	令和6年11月9日(土)	安曇野市穂高交流 学習センター みらい 多目的交流 ホール	穂高地域青少年育成連絡協議会では、地域の青少年の健全育成を願い、毎年講演会を実施しています。今年度は、シンガーソングライター玉城はるさんを講師としてお招きします。	講演「命の参観日」	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
専決日:令和6年7月23日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■トラック乗車体験会

サントリープロダクツ(株)天然水北アルプス(信濃の森工場)鴻池運輸(株)安曇野営業所

(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
鴻池運輸(株)安曇野営業所 片岡 勇貴	乗車体験・倉庫見学を通じて、働くことの意義や目的の理解、望ましい勤労観、職業観を育むなど、青少年健全育成に寄与するため。	7/29	令和6年9月15日(日)	鴻池運輸(株)安曇野 営業所 敷地内	地域の小学生、またその保護者との交流 また、トラック等の車両に関する教育への貢献	トラック乗車体験、倉庫・フォークリフト荷役の見学	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条第3号により可
専決日:令和6年8月1日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

令和6年度 事業進捗状況報告(懸案事項等)

1 学校教育課

教育総務係・教育指導室・学校教育担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
教育振興基本計画	1 アンケートの回答を集計中	1 第2回策定委員会 ・10月上旬開催予定
学校保健事業関係	1 第1回ストレスチェック実施 ・8/12(月)～9/10(火)面接指導申請 (高ストレスと判定された希望者が対象) 2 カウンセリングルーム実施 ・8/18(日) 穂高会館 3 アレルギー対応委員会 ・7/25(木)	
就学時健診業務	1 就学時健康診断(園事前健診) ・8/20(火) やまぶき ・8/21(水) 細萱 ・8/22(木) 三郷西部 ・8/26(月) 三郷南部 ・8/27(火) 南穂高	1 就学時健康診断(【眼科】 園事前健診) ・8/28(水)西穂高 ・8/29(木)穂高、 穂高幼稚園 ・9/9 (月)明科南、 明科北 ・9/11(水) 有明あおぞら、 有明の森、 北穂高
就学援助事務	1 特別支援教育就学奨励費 ・申請案内配布 ・申請受付	1 特別支援教育就学奨励費 ・申請受付 ・認定審査 左記以外 就学援助費 ・前期支払いに係る調査
GIGA スクール	1 ICT 教育推進委員会 ・学校代表者向けに情報モラルに関する研修 会を開催 2 GIGA スクール運営支援センター事業 ・8月夏の ICT 研修会を各校で開催 3 ICT 支援員 ・9月からの訪問開始に向けた各種調整	3 ICT 支援員 ・各校への訪問開始
コミュニティスクール事 業	1 学校運営協議会委員研修会 ・7/31(水)豊科公民館 2 地域学校協働本部連絡会 ・8/1(木)穂高地域	2 地域学校協働本部連絡会 9/11(水)三郷地域

学校安全	1 学校安全支援事業 ・防災アドバイザー訪問等に関する事前打ち合わせ(穂高東中、三郷中) 2 学校緊急無線通報システム ・作業完了 3 青色防犯パトロール実施者証 ・全校発行完了	1 学校安全支援事業 ・防災アドバイザーによる学校訪問 ・9/9(月)穂高東中(避難訓練等参観・講評) ・9/24(火)三郷中(事前打ち合わせ) 左記以外 交通事故0(ゼロ)プロジェクト ・9/21(土)～10/20(日)
小規模特認校制度	1 小規模特認校制度 ・令和7年4月転入学児童の募集業務実施中 (7/16・17 校長面談実施(新1年生))	2 小規模特認校制度 ・令和7年4月転入学児童の募集業務実施中
不登校支援	1 教育施設連携促進コーディネーターの活動状況 民間施設等訪問件数 5件 学校訪問による民間施設等を利用する児童生徒の状況把握、情報交換 7校 現役高校生と話す会(民間施設と企画・進路等検討の一助として) 8/20(火)実施 2 教育支援センター活動状況 夏期教室 7/22-31,8/19・20 実施 12 名 利 用	1 教育施設連携促進コーディネーターの活動 ・8/31(土)民間施設が主催の性教育講座に、教育支援センター利用児童生徒と参加予定 2 教育支援センター活動 ・夏休み明け～毎週(金) 穂高会館での出張教室再開
キャリア教育	1 中学生キャリアフェスティバル 生徒実行委員会 7/24(水)開催	1 キャリアフェスティバル参加事業所への説明会 ・9/12(木)、9/17(火) 学校関係者への説明会 ・9/13(金)

2 学校給食課

学校給食担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
給食センター総務費	1 給食センター更新計画策定事務 2 地産地消の取組み	1 地産地消の取組み
学校給食費会計公会計事業	1 令和6年度給食費第3期振替 (7/31(水))	1 令和6年度給食費 小学校 320 円/食 (うち保護者負担 280 円) 中学校 375 円/食 (うち保護者負担 330 円)
各給食センター管理運営事業	1 所管する学校へ安心して安全なおいしい給食を提供できるように、施設及び調理環境の整備の実施(各センター) 2 栄養士の学校訪問開始(各センター) 3 2学期の給食提供開始8月 21 日(水)	
堀金給食センター設備更新事業	1 堀金学校給食センター厨房機器等更新工事(8月) ・厨房機器の搬入据付	1 堀金給食センターの休止(3/18(月)~10 月上旬)予定

3 生涯学習課

社会教育係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
中央公民館事業	1 市民大学講座(信州大学との包括的連携事業) 開催日:9月3日(火)(第4回目) 「筋肉はうそをつかない」田中 直樹 教授 9月17日(火)(最終回) 「防災減災のための心の科学」菊池 聡 教授 隔週火曜日午後7時～8時30分 豊科交流学習センター、全5回 定員70名/回、 2 令和7年 二十歳の集い実行委員会(第2回) 開催日:9月1日(日)午後3時00分～、会議室 3 オンライン日本語教室(長野県モデル事業) 開催日:8月22日～11月28日毎週木曜日 午後7時～8時30分、全15回 定員20名 4 第72回 長野県公民館大会 9月20日(金)午前9時～午後4時、駒ヶ根総合文化センター、市立赤穂公民館 研修会、講演会、分科会を実施	2 令和7年二十歳の集い 1月12日(日)開催 ANC アリーナ 4 令和7年9月25日(木)～9月26日(金)、安曇野市穂高会館において、 第73回 長野県公民館大会を開催予定

豊科生涯学習係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
豊科公民館事業	1 第19回豊科さわやか市民運動会第2回実行委員会 ・8月29日(木)午後7時～、豊科公民館 ※出場確認期限は9月19日	1 10月13日(日)午前8時30分から12時30分頃まで、県民豊科運動広場 ※6年ぶりに開催

穂高生涯学習係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
穂高公民館事業	1 第41回穂高納涼祭 ・8月3日(土)午後4時30分～8時 穂高会館 2 里山トレッキング浅川山登山 ・8月30日(金)午前8時15分～午後4時30分 3 中房温泉自然観察会 ・9月27日(金)午前7時30分～午後4時30分	1 来場者数1,628人 ※前年比約600人増 第3回穂高納涼祭実行委員会 9月26日(木)午後7時～

三郷生涯学習係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
三郷公民館事業	1 三郷文化産業展実行委員会 ・9月4日(水)午後7時30分～、三郷公民館講堂 2 第2回三郷地域学校協働本部連絡会 ・9月11日(水)午前9時30分～、三郷公民館講堂	1 三郷文化産業展開催:10月12日(土)～14日(月) その他 三郷地域市民運動会 10月20日(日)開催予定

堀金生涯学習係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
堀金公民館事業	1 堀金地域教育関係者連絡会議 ・9月6日(金)午前10時～、堀金公民館講堂	その他 堀金地域市民運動会 10月13日(日)開催予定

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
明科公民館事業	1 第 18 回 安曇野明科親睦ゴルフ大会 ・8月29日(木)午前7時30分～正午、 豊科カントリー倶楽部 2 カヌー体験教室 ・9月7日(土)午前9時～12時、龍門淵公園	

4 文化課

事業	現 況	今後の取り組み
芸術教育普及事業	1 安曇野AIR2024 ・5～10月:東京藝大出身の作家3名による、滞在、制作、市民との交流、展示 ・市民との交流プロジェクト 8月9日(金)13:00～、豊科高校 生徒との交流&講義 参加者 6人 ・ワークショップ 小林このみ:一般対象「漆塗り小皿絵付けワークショップ」 1回目:8月10日(土)、みらい 参加者5名	・展示 10月10日(木)～22日(火) ・みらい展示ギャラリー ・ワークショップ 2回目:9月20日(金)、きぼう
	2 東京藝大交流事業	2 10月 楽器演奏指導 参加校:堀金・明科・豊科北・穂高西中学校
	3 京都芸術大学連携 ・南安曇農業高校生徒とコラボレーション作品制作 8月15日(木)、堀金公民館講堂	3 京都芸術大学連携 2024「AKAP 夏展」 9月23日(月・振)～10月1日(火)高橋節郎記念美術館ほか
	4 熊井啓顕彰事業 ・8月1日(木)熊井啓映画上映会前売りチケット販売開始	4 熊井啓映画上映会「日本の黒い夏 冤罪」 9月28日(土) 豊科公民館ホール
	5 ミュージアム活性化事業 ・美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行(全児童・生徒へ配布)6月利用者23人、7月利用者47人	5 美術館・博物館 無料開館:10月5日(土)～6日(日)
	6 0歳からのミニコンサート	・第2回 11月8日(金)(明科公民館)
文化団体補助事業	1 『安曇野文化』刊行 ・第52号(夏号)8月31日発行	
	2 信州安曇野薪能 ・8月24日(土)午後5時30分開演 会場:龍門淵公園	
	3 ちくに生きもののみらい基金充当事業 ・8月30日(金)豊科東小6年 松本市四賀 化石館 外	・9月27日(金)穂高公民館 中房温泉

指定管理施設の事業	1 豊科近代美術館 ・「高山晃展」7月27日(土)～9月1日(日) ゆりのき展示ギャラリー 2 田淵行男記念館 ・松本一男写真展「岳と谷」6月11日(火)～9月8日(日) ・田淵行男写真展「大雪山」6月4日(火)～9月1日(日)	・田淵行男賞写真作品公募 応募受付 12月1日(日) から令和7年2月28日(金)まで田淵行男記念館
-----------	---	--

博物館担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
豊科郷土博物館教育普及事業	1 夏季企画展「絵図から何がわかるか！ …安曇野の江戸時代をみる」 企画展関連イベント ・「大きな古い地図をみよう」①麻績会田壱枚御絵図 期日:7/27(土)・28(日) 参加者:40人 ・講座「絵図を楽しむ 第1回 国絵図を比べてみよう」 期日:8/10(土) 参加者:15人	
貞享義民記念館教育普及事業	1 こどもとおとなの<かたちあそび>講座 ・第1回「描いて、たらし、滲ませて！ 大きな紙におもいきり描こう！」 期日:7/28(日) 参加者:16人 2 楡フォトクラブ写真展 ・会期:7/9(火)～7/15(月) 参加者:100人 3 信州ゆかりの作家展 ・会期:7/21(日)～8/15(木)	1 人権ポスター展 ・会期:8/24(土)～9/1(日)
文書館施設運営管理事業	1 重要文書等収集・整理(公開資料点数) ・公文書 54,532点、地域資料 54,639点(7月末現在) (7月新規点数/公文書 480点、地域資料 1,513点)	
文書館教育普及事業	1 前期企画展「今に繋ぎ、伝えてきた区の史実」 文書館講座「文書等からひもとくお宮あれこれ」 ・期日:7/21(日) 参加者:35人	

文化財保護係

事業(懸案事項)	特記事項	今後の取り組み
埋蔵文化財発掘調査事業	1 国道19号の歩道拡幅に伴う明科遺跡群明科廃寺に係る長野国道事務所との保護協議	・発掘調査 9月～10月まで

図書館係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
中央図書館	1 中央図書館開館15周年記念講演会 ・7/14(日) みらい 午後2時～ ・講師 磯野 真穂さん(安曇野市出身) 参加者:101人 2 映画上映会「風は生きよという」 ・8/9(金) みらい 午後6時～ 参加者:13人	
豊科図書館	1 チャレンジ講座①山岳講座 「安曇野の地形と地質について」 ・8/3(土) きぼう 午前10時～ 参加者:55人	
三郷図書館	1 三郷図書館講座① 「作ってあそぼう！さいころゲーム」 ・8/8(木) ゆりのき 午前10時30分～ 参加者:16人	
堀金図書館	1 映画上映会 「忍たま乱太郎の宇宙大冒険 With コズミックフロント☆NEXT 地球の段・はやぶさ2の段」 ・8/8(木) 堀金公民館 午後1時30分～ 参加者:38人	
明科図書館	1 映画上映会 「すみっコぐらし 青い月夜のまほうのコ」 ・8/1(木) ひまわり 午前10時30分～ 参加者:50人	

5 子ども家庭支援課

		子ども子育て政策係
事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
児童クラブ整備事業	1 教室改修工事等の進捗状況 ・豊科東小児童クラブ 被服室改修工事 実施中 7月～10月 ・明南小児童クラブ 普通教室改修工事 実施中 7月～11月	
第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画策定業務	1 子ども・子育て会議 ・7/26(金) 午後1時 30 分～ 豊科交流学習センター 2階 多目的交流ホール 2 子ども若者意見広場 ・7/27(土)4階 大会議室 午後1時 30 分～	1 子ども・子育て会議 ・9/30(月) 午後1時 30 分～ 本庁舎3階 全員協議会室
こども計画策定業務	1 こども計画策定検討会議 ・7/26(金) 午後3時 30 分～ 豊科交流学習センター 2階 多目的交流ホール 2 貧困対策、子ども・若者対策に関する調査 ・調査期間 7月 22 日(月)～8月 12 日(月)	1 こども計画策定検討会議 ・9/30(月) 午後3時 30 分～ 本庁舎3階 全員協議会室
黒沢洞合自然公園整備事業	1 実施設計業務 ・履行期間 3月～11月(当初9月 契約変更予定) 2 土地利用審議会 ・8月下旬	
あづみの自然保育ブランディング事業		1 園庭田んぼ事業有明あおぞら認定こども園 稲刈り ・9/17(火)午前9時～

		子育て給付係
事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
児童扶養手当 現況届	1 児童扶養手当の現況届受付期間(8月) ・対象 約 650 件	1 子育て給付係窓口及び郵送により受付を行い、新年度手当の審査を実施する

		児童青少年係
事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
青少年育成環境整備事業	1 青少年の非行・被害防止全国強調月間 ・7/1(月)～7/31(水) 2 夏休み街頭巡回活動 ・8/19(月)市内5地域 午後6時	
青少年体験事業	1 夏休み子ども体験ラボ ①リバーボード親子体験会 ・7/21(日)明科龍門淵公園、前川周辺 午前9時 ②葉脈のキーホルダーを作ろう！ ・8/1(木)堀金公民館調理実習棟 午前9時 ③ダンス体験をしよう！ ・8/7(水)明科公民館講義室 午前 10 時 2 真鶴町交流事業 ・8/8(木)～9(金)神奈川県真鶴町 3 江戸川区花火大会 ・8/24(土)～25(日)東京都江戸川区	その他 ・信大不破先生と学ぶ子どもプログラミング体験(全3回)9/7(土)、8(日)、21(土) 401 会議室 午前9時 30 分 ・ジュニアリーダー養成講座①「eスポーツ大会」9/14(土) 堀金公民館講堂 午後1時 ・福岡市東区交流事業 9/14(土)～16(月・祝) 福岡県福岡市
放課後子ども教室実施事業	1 スタッフ研修講演会 ・8/21(水)大会議室 午後2時	

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
児童発達支援事業	1 遊びの教室 ・8月は4回実施 こあら(1歳児)穂高(8/5(月)、8/21(水)) こあら(1歳児)豊科(8/6(火)) いるか(2歳児)穂高(8/22(木)) 2 発達相談日(親子であっぷっぷ) ・8月は3回実施(8/7(水)、8/20(火)、8/28(水)) 3 運動発達相談日(はいはいたち) ・8月は3回実施(8/2(金)、8/23(金)、8/30(金)) 4 ことばの相談日 ・8月は2回実施(8/8(木)、8/22(木)) 5 親子で遊ぼう教室 ・8月は1回実施(8/8(木)) 6 子育て学習会 ・8月は1回実施(8/30(金))	1 遊びの教室 ・9月は5回の実施を予定 2 発達相談日 ・9月は4回の実施を予定 3 運動発達相談日 ・9月は4回の実施を予定 4 ことばの相談日 ・9月は2回の実施を予定 5 親子で遊ぼう教室 ・9月は1回の実施を予定 6 子育て学習会 ・9月は実施なし

6 こども園幼稚園課

保育幼稚園担当		
事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
価値創出プロジェクト 「安曇野の日」安曇野市の産地食材を使った給食の提供について	1 価値創出プロジェクト「安曇野の日」公立園給食について 「選ばれ続けるまち、安曇野」において取り組むアクションとして、安曇野市立認定こども園・幼稚園の園児に安曇野らしい特色・魅力ある給食の提供をし、給食面からも子育て世帯へのPRを行う。 (1) 目的 ・園児が地域の食に関心を持ち、自然の恵みやそこに携わっている方々への感謝の気持ちを育む。 ・食べ物を大切にする気持ちを育み、SDGsの取り組みにもつなげる。 (2) 方法 安曇野市が誕生した日(10/1)を「安曇野の日」として、市の特産品である、玉ねぎ、りんご、ニジマス、夏秋いちご等安曇野市の食材を使った給食を提供する。お便り等で事前に家庭に周知する。 (3) 期日 令和6年 10/1(火) (4) 時間 午前 10 時 30 分から 12 時 30 分 (5) 場所 各園で行う ※理事者の行く園 教育委員会が行く園 を予定 詳細は決定次第連絡	実施後は、市 HP に写真を掲載して、実施した様子をお知らせする。 安曇野市の特産品については、継続的に伝えていく。 食に対する興味を掻き立てる食育を進めていく。
公立園運動会について	1 公立認定こども園運動会 (1) 期日 令和6年 10/2(水)～10/7(月) 各園上記期間内午前に運動会を実施する	

